

栃木県公共工物品質確保推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、栃木県公共工物品質確保推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、「公共工物品質確保の促進に関する法律」の主旨を踏まえ、各自治体が公共工事の発注事務、監督・検査等を適正に執行するため、情報の交換及び法の推進に関する方策を検討し、公共工物品質確保や円滑な工事の執行に寄与することを目的とする。

(業務内容)

第3条 協議会は、次の各項にあげる事項について協議等を行う。

- (1) 発注事務、監督・検査等の適正化に関すること。
- (2) 公共工事発注者に対する技術的支援に関すること。
- (3) 関東ブロック発注者協議会の連絡調整に関すること。
- (4) その他必要な事項

(構成及び運営)

第4条 協議会の構成及び運営は、次の各項によるものとする。

(1) 協議会

協議会は、別紙 1 に掲げるものをもって構成する。

会長は、栃木県県土整備部次長をもってあてる。

会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

副会長は、会員の互選により選任する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときには、その会務を代行する。

協議会は、会長が必要と認めるときに開催する。

会長が必要と認めるときは、会員以外の者の出席を求めることができる。

(2) 幹事会

幹事会は、別紙 1 に掲げるものをもって構成する。

幹事長は、栃木県県土整備部技術管理課長をもってあてる。

幹事長は、幹事会を代表し、会務を統括する。

副幹事長は、幹事の互選により選任する。

副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときには、その会務を代行する。

幹事会は幹事長が必要と認めるときに開催する。

幹事会は、協議会の検討事項等について予備的検討等を行う。

幹事長が必要と認めるときは、幹事以外の者の出席を求めることができる。

(3) 役員の任期

協議会、幹事会の役員任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

(事務局)

第5条 協議会及び幹事会の事務局は栃木県県土整備部技術管理課に置く。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定めるものとする。

(附則)

- 1 本規約は、平成17年11月17日から施行する。
- 2 平成19年4月1日から施行する。
- 3 平成21年3月24日から施行する。

別紙 - 1

【協議会】

会 長	栃木県県土整備部次長
副会長	市町村から選出
国土交通省	宇都宮国道事務所副所長 渡良瀬川河川事務所副所長 日光砂防事務所副所長 宇都宮営繕事務所所長
栃木県	県土整備部次長兼監理課長 環境森林部次長兼環境森林政策課長 農政部農村振興課長 企業局次長兼経営企画課長
市町村	副市町長・関係部課長
(財)栃木県建設総合技術センター	専務理事
栃木県道路公社	専務理事
栃木県住宅供給公社	常務理事
栃木県土地開発公社	常務理事
(財)栃木県農業振興公社	常務理事
(財)栃木県民公園福祉協会	理事長
栃木県土地改良事業団体連合会	専務理事

【幹事会】

幹事長	栃木県県土整備部技術管理課長
副幹事長	市町村から選出
国土交通省	宇都宮国道事務所工事品質管理官 渡良瀬川河川事務所品質確保課長 日光砂防事務所品質確保課建設専門官 宇都宮営繕事務所技術課長
栃木県	県土整備部監理課主幹 環境森林部指導検査班長 農政部指導検査班長 企業局地域整備課長
市町村	関係課長
栃木県建設総合技術センター	企画開発課長
栃木県道路公社	施設管理部長
栃木県住宅供給公社	業務部長
栃木県土地開発公社	業務部長
(財)栃木県農業振興公社	事業部長
(財)栃木県民公園福祉協会	理事兼事務局長
栃木県土地改良事業団体連合会	技術情報課長